

事務連絡
令和8年2月25日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

春休み中の海外渡航者に対する感染症予防啓発について（協力依頼）

春休みを利用して海外へ渡航される方が増えることが予想されることから、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課より、我が国に常在しない感染症や我が国よりも高い頻度で発生している感染症への感染予防について、別添のとおり感染症予防啓発の協力依頼がまいりました。

つきましては、貴都道府県におかれましては、貴都道府県登録の旅行業者等に対しまして、上記内容のご周知方よろしくお願い申し上げます。

（参考）

■ 厚生労働省検疫所ホームページFORTH (For Travelers' Health)

<https://www.forth.go.jp/index.html>

■ 厚生労働省ホームページ「海外へ渡航される皆様へ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekka_kukansenshou18/index_00003.html

■ 厚生労働省ホームページ「啓発ツール」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekka_kukansenshou18/index_00003_keihatsu-tools.html

※海外渡航者向けポスター・リーフレットを掲載しています。

【添付資料】

（別添）【厚生労働省事務連絡】 年未年始の海外渡航者に対する感染症予防啓発について

事 務 連 絡
令和 8 年 2 月 25 日

国土交通省大臣官房危機管理室 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

春休み中の海外渡航者に対する感染症予防啓発について（協力依頼）

春休みを利用して海外へ渡航される方が増えることが予想されます。

海外では、我が国に常在しない感染症や我が国よりも高い頻度で発生している感染症が報告されており、海外滞在中にこれらの感染症への感染を防止するためには、海外渡航者に対してその予防方法等の情報を周知することが重要です。

このため、厚生労働省では、ポスターやリーフレットを用いた海外で発生している感染症の予防に関する注意喚起を各検疫所で実施するとともに、下記ホームページやSNSを通して国民向けに情報提供を行っております。

つきましては、旅行業関係団体及び空港会社等を通じて海外渡航者に対して広く周知いただきますよう御協力方よろしく申し上げます。

記

厚生労働省検疫所ホームページ FORTH (For Travelers' Health)

<https://www.forth.go.jp/index.html>

厚生労働省ホームページ「海外へ渡航される皆様へ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kanseishou18/index_00003.html

厚生労働省ホームページ「海外渡航者向け 啓発ツール」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kanseishou18/index_00003_keihatsu-tools.html

※海外渡航者向けポスター・リーフレットを掲載しています。